

「三世代同居対応住宅」の要件について

子育てしやすい環境整備を図るため、以下の条件を満たす三世代同居など複数世帯の同居に対応した新築住宅について補助額を加算します。

○調理室、浴室、便所又は玄関のうちいずれか2つ以上を住宅内に複数箇所設置することとします。
※上記のうちいずれか2つ以上を複数箇所設置している場合であっても、間取り等について補足説明を求め、三世代同居対応住宅と認められない場合もあります。

○対象とする設備等については、原則として以下の通りとするほか、地域型住宅グリーン化事業実施支援室ウェブサイトに記載がある場合は、その取扱いに従ってください。
また、以下に該当しないもので対象となりそうなものは個別に実施支援室までお問い合わせ下さい。

(1) 調理室

調理室については、以下の①～③をいずれも設置していることとします。

①給排水設備と接続されたキッチン用水栓及びキッチン用シンク

※洗面器・手洗い器は、キッチン用シンクとは判断しません。

②コンロ又はIHクッキングヒーター(ガス栓かIHクッキングヒーター専用の電気コンセントが設けられた設置スペースでも可)

③キッチン用の換気設備

(2) 浴室

給排水設備及び給湯器に接続された浴槽又はシャワーがあり、防水の措置がされていることとします。

(3) 便所

大便器があることとします。なお、小便器が併設されていてもかまいませんが、小便器のみでは要件を満たしません。

(4) 玄関

玄関扉と室内土間(土足の着脱スペース及び収納を有し、それぞれの土間の面積が概ね同等の場合に限る。)があることとします。なお、勝手口(調理室、車庫等に直接出入りするのためのもの)や外側から施錠できない出入口(窓等)は対象外となります。

■「三世代同居対応住宅の要件」についてのチェック項目

調理室	水栓：給水、給湯と接続された台所用水栓金具である
	シンク：排水と接続された排水トラップ付の台所用シンクである（洗面器・手洗い器ではない）
	熱源：ガスコンロまたはIHクッキングヒーターを有している または、ガスコンセントまたはIH専用の電源コンセントのある設置スペースを有している
	コンロ等の「設置スペース」は、シンク上面と同等の高さに固定された平らな面としている (コンロ等が設置出来ないスペースではない)
	換気設備(台所用)：建築基準法で定める換気量を有している。 IHヒーターの場合も必須（流量150m ³ /h 程度以上）
	調理室は一次エネルギー消費量算定時に主たる居室として面積算定している
	水栓：一次エネルギー消費量計算に用いた性能を有している
浴室	給排水設備および給湯器と接続された浴槽またはシャワー水栓があり、防水措置がされている
	脱衣所をそれぞれに有している（同一ではない）
便所	大便器を有している（小便器のみではない）
玄関	玄関ホールがある
	玄関扉の幅（枠寸法）は開き戸の場合800mm以上、引違い戸および片引き戸の場合1600mm以上である
	玄関扉は室外側から施錠ができる
	勝手口（調理室、車庫等 に直接出入りするのためのもの）ではない
	内部の土間(又はホール) がもう一方の玄関と同一の空間ではなく、玄関からの動線も重複していない
その他	各住戸間の出入りが住戸内において可能である